原 産 品 申 告 書

（経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定）

本様式は、協定第3・18条に規定する「輸入者の知識」に基づく自己申告を行う場合に、任意様式として使用することができる。

|  |
| --- |
| 1. 輸出者の氏名又は名称及び住所（国名を含む） |
|  No. | 2. 産品の概要品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合）等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記入する。 | 3. 関税分類番号 (6桁、 HS 2017) | 4. 適用する原産性の基準 (A、B、C（Cの場合1、2、3)）適用するその他の原産性の基準 (D、E) |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 5．包括的な期間（同一の産品が２回以上輸送される場合の期間） |
| 6. その他の特記事項  |

7. 以上のとおり、2．に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく欧州連合の原産品であることを申告します。

作成年月日

作成者の氏名又は名称

作成者の住所又は居所

代理人の氏名又は名称

代理人の住所又は居所

※A: 完全生産品、B: 原産材料のみから生産される産品、C: 品目別規則を満たす産品、1:関税分類変更基準、2:付加価値基準、3:加工工程基準、累積若しくは許容限度の規定を適用した場合　D: 累積、E:許容限度

（規格Ａ４）

記　載　要　領

1. 輸出者に関する情報

輸出者の氏名又は名称及び住所（国名含む）

1. 産品の概要（品名、仕入書の番号）

品名は必須の記載項目であり、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認ものであること。仕入書の番号については、１回限りの輸入申告に使用する場合で、判明している場合において記入することとして差し支えない。

1. 産品の概要（欄の追加）

４欄以上を要する場合には、本原産品申告書と一体であることが確認できるように作成するものとする。

1. 関税分類番号

統一システム（2017年版）に従い６桁番号の水準までの関税分類番号を記載する。

1. 包括的な期間（同一の産品が２回以上輸送される場合の期間）

包括的な期間は、12箇月を超えてはならない。

1. 適用する原産性の基準

適用する原産性の基準を記入する。品目別規則を満たす産品（Ｃ）を適用した場合には、以下の基準より該当する基準をあわせて記載する。

（1:関税分類変更基準、2:付加価値基準、3:加工工程基準）

1. 作成者

本申告書は、輸入者以外に輸入者の代理人が作成することができる。